

■令和5年度第1回（第326回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和5年4月28日（金） 午後2時45分～午後3時20分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、教育長、水道事業管理者、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、子ども未来局長、総合政策監

【議 題】 「公立保育所のあり方に関する基本方針」（素案）について

< 提案説明 >

「公立保育所のあり方に関する基本方針」（素案）について、子ども未来局より次のような説明があった。

- 本議題は、「公立保育所のあり方に関する基本方針」（素案）についてご審議いただくもの。
- 基本方針については、令和4年1月の都市経営戦略会議において方向性を審議のうえ、令和4年2月定例会で報告を行ったところ。その後、令和4年度に意見聴取及び策定に向けた検討を行ってきた。
- 本市の認可保育所は公民の区別なく保育を提供する役割を担ってきたが、子育て支援や保育に対するニーズの多様化が進んでいる。公立保育所が新たに担うべき役割を整理し、公立保育所を再編しながら機能向上を推進する指針として、基本方針を策定し、市全体の保育の質の向上を目指していくもの。
- 本市の保育の現状としては、これまで公民合わせた多様な保育の受け皿の整備に努めてきたところであり、令和4年4月には待機児童ゼロを達成した。将来推計としては令和12年のピークまで保育需要は増加し、その後緩やかに減少していくことが見込まれている。
- 公立保育所の現状としては、施設の老朽化が進み順次更新の時期を迎えている。また、保育士の確保が年々難しくなっており、フルタイムの保育士の不足、特に会計年度任用職員の減少が顕著となっている。
- 本市の保育に求められるニーズは大きく二つ。まず地域におけるニーズとして、子ども・子育てに関する悩み・不安の解消、地域との交流への支援が求められている。また、保育におけるニーズとして、医療的ケア児、障害のある子どもや心身の発達に遅れのある子ども、特別な配慮を必要とする子どもへの保育の拡大や充実が求められている。
- 公立保育所は、こうした多様なニーズに対応するため、地域の基幹となる保育所として、地域のニーズに対応する子ども・子育ての支援を実施するとともに、保育の質の向上、多様な保育を提供する機能を強化していく必要がある。令和10年度に各区に1園ずつ地域の基幹となる「基幹型公立園」を設置し、それ以外の公立保育所につい

ては「一般型公立園」「民間移管等園」に分類して再編を進めていく。

- 基幹型公立園は、地域のニーズに対応した子ども・子育ての支援の実施と、保育のニーズに対応した保育の質の向上を担う。具体的には、子育て支援センター、一時預かり事業等の「保育所保育の専門性を生かした地域の子ども・子育て支援機能」、区の園長会議、相談事業、巡回保育支援等の「民間保育所等への支援・交流・連携機能」、研修や交流事業、保育体験事業等の「保育の質の向上に資する人材の育成機能」、育成支援児、医療的ケア児、特別な配慮が必要な子どもへの保育を提供する「多様な保育の提供機能」という4つの機能を担っていく。
- 公立保育所の機能向上は、保育所の再編、民間移管を進めることにより捻出した人材を段階的に各機能に充てることとし、段階的に機能強化を図っていく。
- 基幹型公立園の組織は、「公立保育所」と「地域子育て・保育支援部門」で構成し、園長経験者又は園長級の職員を中心に複数の職員を配置する。
- 公立保育所の再編の基本的な考え方は、地域の保育の受け皿を確保しながら、民間移管を進めていくというもの。民間移管に際しては、移管前の公立保育所の質を維持した上で、さらに民間ならではの特色をプラスしていきたいと考えている。また民間移管後も、市による定期的なフォローアップ等により、民間事業者の運営にもしっかり関与していくこととする。
- 公立保育所の分類は基幹型公立園、一般型公立園及び民間移管等園の3つ。基幹型は、地域の基幹となる公立保育所であり、区役所に近い立地又は比較的大規模園である公立保育所を選定している。一般型は、公による保育の提供の継続を要する地域にある公立保育所、民間移管等園は民による保育の提供の継続が見込まれる地域にある公立保育所である。
- 公立保育所の民間移管は、施設の構造や、老朽化、近隣の市有地の有無等により4つの類型が想定される。類型1は比較的建物が新しい状況であれば譲渡するもの。類型2は園舎の躯体は生かせるが改修が必要なものについて、譲渡と改修を行うもの。類型3は建て替えが必要だが近隣に市有地等がなく移転ができないものについて現地建替え、類型4は近隣に市有地があり移転が可能なものについて、移転した上での建て替えを行うもの。なお、敷地については、市の所有とし、減免ありの有償貸付けとすることを原則にしたいと考えている。
- 資料の18頁、19頁には民間移管の類型ごとに、プロセスのイメージを示している。水色が市、黄色が民間事業者、緑色が市と民間事業者が協力して行っていくものを示している。例えば、類型1の譲渡については、移管対象園の公表・周知、また並行して民間事業者の公募・選定を行い、移管前の1年間に引継ぎ保育を行ったうえで、その後は民間事業者による運営、市のフォローアップといったような形で進めていく。
- スケジュールについては、令和10年度に基幹型公立園の設置及び民間移管を開始したいと考えている。それ以降、毎年度3園程度民間移管を実施し、さらなる機能向上を図っていきたい。
- 参考資料として、公立保育所の再編一覧（案）を掲載している。基幹型公立園は区役所からの距離、大規模園等を、一般型公立園については地域の保育需要、地域バランス、第一希望の多さなどを選定のポイントとしている。なお、22頁下の注釈のとおり、

地域の保育需要、また今後の社会情勢の変化等により、各園の分類は変更となる場合がある。

- また、参考資料では財政的な影響についても掲載しており、運営費・施設整備費における財政的な負担軽減が見込まれるほか、年間の土地有償貸付収入及び施設の譲渡を行う場合の施設の譲渡収入が見込まれる。一方で、民間移管に伴う費用として、引継ぎ保育に関わる費用、民間事業者が園舎の改修や現地建替えを行う場合の公立保育所の仮設園舎運営費用、園舎の建替えを行う場合の旧園舎解体費用等が見込まれる。また、基幹型公立園の設置に伴い、「地域子育て・保育支援部門」に関わる施設整備が必要となることから、基幹型公立園の施設整備費用の負担増等が見込まれる。なお、国の制度改正の動向や実際の事業の進捗によっては、財政的な負担が増加する可能性もある。
- そのほか、公立保育所の今後について関係団体等からご意見をいただいております。参考資料として掲載している。有識者、保護者、公立保育園の園長、区役所の支援課職員、保育施設の運営事業者、子育て支援センターの職員等からご意見をいただき、今回の基本方針素案の策定において参考とさせていただきます。
- 今後のスケジュールについては、令和5年6月定例会において、基本方針の素案を報告したいと考えている。その後、7月からパブリックコメントを実施、取りまとめのうえ、9月定例会において基本方針成案を報告していく。

< 意見等 >

- ・ 財政的な影響について教えていただきたい。運営費や施設整備における負担軽減等が見込まれる一方で、民間移管に伴う費用で負担増となる部分もあるということだが、資料 22 頁にある公立保育所の再編後の一覧（案）を対象に民間移管を進めていく場合、全体として財政的にはどのような影響があるのか。
- 今回、再編後の一覧を示すが、個別の再編手法の検討は、試算も含めてこれから進めていく。
- ・ 民間移管の考え方では、4つの類型が示されている。類型1は比較的新しい建物はそのまま民間事業者に譲渡する、類型2は「譲渡+改修」と書いてあるが、これは市が改修して譲渡するのか、あるいは譲渡した後に民間事業者が改修を行い、国の枠組みで費用を補助するという考え方なのか。また類型3と類型4は、市有地を貸付け、建物については市が直接建てるというやり方なのか、民間に建てていただいてそれに対して国の枠組みで補助するというやり方なのか。
- 資料 18 頁、19 頁の類型ごとのプロセスにあるとおり、黄色で示した部分が民間事業者の負担となる。類型2では、改修に係る部分については、民間事業者が行うことで国費が充てられると考えている。また、類型3の現地建て替え、類型4の移転建て替えについては、いずれも民間事業者が行うことにより国費が見込めると考えている。
- ・ 土地は市が持ったまま、あとは同じ考え方で改修したり、建てたりするという理解でよいか。
- 基本的には土地は市が所有したまま、建物の改修や建て替えが必要なものについては、民間事業者に行っていただく。

- ・ 建物の解体は市でやるということか。
- 公立保育所として使用した園舎の解体は市の負担で行うものになると考えている。現地建て替えの場合は類型3となるが、これに伴う仮設園舎の運営費用についても、市の負担になると考えている。
- ・ 民間移管による財政負担の軽減というのは一般論としても分かる話ではあるが、どれを建て替える、改修するというのは、精査できていない段階だとは思いますが、概ねどの程度の負担軽減につながるのか。まだ試算をしていないという理解でよいか。
- 詳細な試算はこれからとなる。公立保育所は施設の老朽化が進んでおり、約7割は築40年を経過している。その全てが移管する園ではないが、一定程度の改修もしくは建て替え時期を迎えているものが多くなってきている。一方で、ある程度改修が済んでいるもの、築年数が浅いものをそのまま民間移管する場合については、類型1の譲渡という選択肢もある。
- ・ 公立保育所を民間移管していくことは方向性としてはそのとおりで否定するものではないが、移管に伴う費用については、民間移管による将来的な負担減を見込めるから認められるというのではなく、移管を行うその時点で具体的な財源が必要であるということを前提に考えていただきたい。また、民間移管の類型ごとの方向性も理解はできるが、民間移管により公立保育所の数が減るとしても、保育園用務業務の委託料等、今後、保育所全体で見たときに財政負担がどうなっていくのか、全体観をしっかりと持った上で進めていただきたい。
- ・ 移管に伴う工事等を建設局に依頼することがあると思うが、マンパワー的に建設局が対応可能なのかという観点も重要となる。どの施設について、いつ工事等が必要になるのか、そのタイミングで対応できるのかよく調整しながらスケジュールを考えてほしい。
- 民間移管の順番については、財政的な負担や、実際のマンパワーも考慮した上で実現可能な計画をこれから詰めていきたい。建設局とも調整を開始したい。
- ・ 民間移管について類型として4類型に整理できることは理解した。類型の中でも仮設園舎運営にかかる経費についてなど、負担はできる限り抑えたいので、実際の実施に当たっては、できる限り負担減となる手法を検討されたい。
- 実際に民間移管を進めていくに当たっては、できる限り経費が少なくなる手法となるよう、検討を進めていきたい。
- ・ 公立保育所の民間移管により、保育の受け皿が不足することはないということをしっかり説明しながら進めていって欲しい。また、長期的にみると、実際に民間移管を行う時点では現在と状況が変わっていることも考えられるので、その場所に保育所を残す必要があるのか、その都度しっかり議論しながら進めていってほしい。

< 結 果 >

- ・ 公立保育所の機能向上・民間移管については、財政的負担等の見通しを持ちながら、計画的に進めていくこと。
- ・ 保育の受け皿が不足することがないように、地域の実情をしっかり把握し、丁寧に説明を行いながら、民間移管を進めていくこと。

< 会議資料 >

- ・「公立保育所のあり方に関する基本方針」（素案）について